

○広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付要綱

平成 29 年 12 月 28 日

告示第 247 号

(目的)

第 1 条 市は、広島県立佐伯高等学校（以下「佐伯高校」という。）の活性化と生徒の確保を図るため、下宿して通学する佐伯高校の生徒のために所有又は管理する建物の一部又は全部を貸し付けしようとする者（現に貸し付けている者を含む。）が行う当該建物を下宿として整備するために必要な改修、設備等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成 5 年規則第 10 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（一部改正〔令和 4 年告示 259 号〕）

(補助対象者)

第 2 条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、所有又は管理している建物の一部又は全部を、下宿して通学する佐伯高校の生徒に貸し付けすることを、あらかじめ市に申し出た者のうち、貸し付けしようとする建物が、佐伯高校の生徒のための下宿として提供できるものであると市長が認めたものを所有するもの又は管理するもののいずれかであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市税及び使用料の滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員である者
- (3) 前号に該当する者と対象物件において同居している者

（一部改正〔令和 4 年告示 259 号〕）

(補助事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、佐伯高校の生徒が下宿するために必要な整備を図るために、次に掲げる改修工事及び設備等の設置を行う事業（過去 5 年以内にこの要綱の補助

制度の対象となった工事等及び他の補助制度等を利用する場合であって、その補助制度等の対象となる工事等を除く。)とする。

- (1) 台所、浴室、便所、洗面所、脱衣室等の改修工事
- (2) 生徒が居住する部屋の内装等の改修工事
- (3) 生徒が生活していく上で、必要な設備等の設置及びそれに伴う改修工事
- (4) その他市長が適当と認める改修工事

2 前項の補助事業を実施して補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る下宿（実際に下宿する生徒が無い場合を含む。）について、少なくとも3年以上継続しなければならないものとする。

（一部改正〔令和4年告示259号〕）

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、次の表左欄に定める算式により算定した額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、当該額が同表右欄に掲げる額を超えるときは、同表右欄に掲げる額とする。この場合において、下宿を受け入れる生徒が4人を超えるときは、当該超えた人数1人につき5万円を限度額に加えるものとする。

補助金の額	限度額
補助事業に要する経費×1／2	50万円

2 この補助金は、補助対象者に対して、1会計年度につき1回に限り交付する。

3 前項の規定にかかわらず、既にこの補助金の交付を受けた者が、当該補助金の交付後に、貸し付けする生徒の人数を増やすためにさらに改修を行う場合は、そのために必要な補助事業に要する経費について、第1項の規定により補助金を交付することができる。この場合において、同項の表中「50万円」とあるのは、「15万円」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により算定した補助金額の交付を受けた後、新たに第3条第1項に定める補助事業を実施する場合の補助金の額等については、

第1項の表中「50万円」とあるのは「15万円」と読み替えるものとする。

(一部改正〔令和4年告示259号・290号〕)

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業に要する経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し

(2) 対象物件の位置、改修予定箇所の場所及び改修の内容が確認できる書類

(3) 改修予定箇所の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、補助金を交付すべきものと認めたときは、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、補助金を交付することが不適當であると認めたときは、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服がある場合で申請の取下げをするときは、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付申請取下書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。この場合において、規則第7条第1項の市長が定める期日は、前条の規定による交付の決定の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内とする。

(変更の承認の申請)

第8条 第6条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更しようとするとき（市長が軽微なものと認めた場合を除く。）は、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金変更承認申請書（別記様式第5号）に変更する内容が確認できる書類を添えて、遅滞なく市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 交付決定者は、補助事業を中止しようとするときは、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金中止承認申請書（別記様式第6号）を遅滞なく市長に提出し、その承認を得なければならない。

（変更の承認）

第9条 市長は、前条の規定による承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金変更等承認通知書（別記様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (2) 補助事業が完了したことが確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に広島県立佐伯高等学校改修費補助

金交付請求書（別記様式第 10 号）を市長に提出し、補助金の交付の請求をするものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求があったときは、速やかに交付決定者に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 13 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 規則、この要綱又は補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当であると認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（別記様式第 11 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金返還命令書（別記様式第 12 号）により交付決定者にその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定による返還命令を受けた者は、命令を受けた日から 20 日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（状況報告）

第 15 条 市長は、対象物件の状況を確認するため必要があると認めるときは、補助事業の実施中及び実施後において、交付決定者に報告を求めることがある。

- 2 前項の規定による報告を求められたときは、交付決定者は、これに応じなければならない。

(実施規定)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成30年1月4日から施行する。
- 2 この告示の際現に、広島県立佐伯高等学校活性化支援事業補助金交付要綱第2条第2号の規定により、佐伯高校の生徒に下宿を提供する者に対して交付した補助金に係る生徒の居室等に係る改修工事、設備等の設置を行う事業は、この要綱の規定により補助金の交付を受けているものとみなす。

附 則（令和元年6月25日告示第26号）

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年10月6日告示第259号）

この告示は、令和4年10月6日から施行する。

附 則（令和4年12月22日告示第290号）

- 1 この告示は、令和4年12月22日から施行し、改正後の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この告示による改正後の広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定を適用する場合においては、この告示による改正前の広島県立佐伯高等学校下宿費等補助金交付要綱の規定に基づいて交付された補助金は、改正後の要綱の規定により交付された補助金の内払とみなす。

附 則（令和6年8月21日告示第211号）

この告示は、令和6年8月21日から施行する。

(別記)

様式第 1 号（第 5 条関係）

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付申請書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金の交付を受けたいので、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、申請に関する審査において、市税及び使用料の滞納がない旨などの確認のため、個人情報を取得することについて同意します。

また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に該当する者でないことを誓約します。

対象物件の所在地	廿日市市		
建物の所有者名			
補助事業の概要	改修の内容		
	工事期間	着工予定年月日	年 月 日
		完成予定年月日	年 月 日
補助事業に要する経費	金 円 (A) ※消費税及び地方消費税を含む。		
補助金交付申請額	金 円 【計算式】(A)×1/2(上限50万円(2回目以降は15万円)。受入人数が4人を超える場合は、当該超える人数1人につき5万円加算)※1,000円未満切捨て		
添付書類 (確認欄)			
(1) 補助事業に要する経費の内訳が明記されている工事請負契約書又は見積書の写し		☐	
(2) 対象物件の位置、改修予定箇所の場所及び改修の内容が確認できる書類		☐	
(3) 改修予定箇所の写真		☐	
(4) その他市長が必要と認める書類		☐	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長 図

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付決定通知書

(元号) 年 月 日付けで申請の広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金の交付については、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

申請者住所氏名	住 所	
	氏 名	
対象物件の所在地	廿日市市	
交 付 決 定 金 額	金 円	
交付決定の内容		
交 付 の 条 件		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 3 号（第 6 条関係）

第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長 印

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金不交付決定通知書

(元号) 年 月 日付で申請の広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金の交付については、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり交付しないことに決定したので通知します。

不交付の理由	
--------	--

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 4 号（第 7 条関係）

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付申請取下書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所

氏 名 (※)

(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた補助金については、
広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり
申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受けた日

2 取下げの理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 5 号（第 8 条関係）

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金変更承認申請書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名 (※)
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金について、次のとおり変更したいので、承認されたく、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により申請します。

対象物件の住所	廿日市市	
変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容		
変更の理由		
改修に要する経費 (消費税及び地方消費税を含む。)	変更前	変更後
	金 円	金 円
補助金交付申請額	変更前	変更後
	金 円	金 円

※ 変更する内容が確認できる書類を添付すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 6 号（第 8 条関係）

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金中止承認申請書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名 (※)
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金について、次のとおり中止したいので、承認されたく、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により申請します。

対象物件の住所	廿日市市
中止する年月日	年 月 日
中止する理由	
補助金交付決定額	金 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 7 号（第 9 条関係）

第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長 印

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金変更等承認通知書

(元号) 年 月 日付けで申請の広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金の（変更・中止）の承認については、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり（変更・中止）を承認したので通知します。

区分	変 更 ・ 中 止	
申請者住所氏名	住 所	
	氏 名	
承認の内容		
承認の条件		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金実績報告書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名 (※)
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定のあった広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金について工事を完了したので、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

対象物件の所在地	廿日市市		
工事期間	着手年月日	年 月 日	
	完了年月日	年 月 日	
交付決定金額	金 円		

※添付書類

- (1) 補助事業に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (2) 補助事業が完了したことが確認できる写真
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

第 号
(元号) 年 月 日

様

廿日市市長 印

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金確定通知書

年 月 日付け第 号で交付を決定した広島県立佐伯高等学校
下宿改修費補助金について、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付要綱第 1
1 条の規定により、次のとおり交付すべき補助金の額を確定したので通知します。

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付確定額 金 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付請求書

年 月 日

廿日市市長 様

住 所
氏 名 (※)
(※)本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
電話番号

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり請求します。

請 求 金 額	金 円
---------	-----

添付書類 口座振替依頼書

※ 口座名義人は、交付決定者（請求者）と同一人としてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

廿日市市長 印

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付決定（全部・一部）取消通知書

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金について、広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により、（全部・一部）を取り消したので通知します。

1 交付決定の取消額

交付決定額	金	円
今回取消額	金	円
更正決定額	金	円

2 取消しをする理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

廿日市市長 印

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金返還命令書

広島県立佐伯高等学校下宿改修費補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定により、
次のとおり返還を命じる。

補助金の交付決定額	金 円
補助金の既交付額	年 月 日交付 金 円
補助金の交付確定額	金 円
返還すべき金額	金 円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命じる理由	
返 還 方 法	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第 1 号（第 5 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号・4 年 2 9 0 号・6 年 2 1 1 号〕）

様式第 2 号（第 6 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号〕）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号〕）

様式第 4 号（第 7 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号・6 年 2 1 1 号〕）

様式第 5 号（第 8 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号・6 年 2 1 1 号〕）

様式第 6 号（第 8 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号・6 年 2 1 1 号〕）

様式第 7 号（第 9 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号〕）

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号・6 年 2 1 1 号〕）

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号〕）

様式第 1 0 号（第 1 2 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号・6 年 2 1 1 号〕）

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号〕）

様式第 1 2 号（第 1 4 条関係）

（一部改正〔令和元年告示 2 6 号〕）